

平成22年12月21日

学 生 各 位

学生支援課

## 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

富山県と鳥取県で死亡した鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたとして、文部科学省から下記のとおり周知徹底等の注意喚起がありました。

このことは、高病原性鳥インフルエンザへの対策という観点からの重要なお知らせです。

なお、高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響がありません。

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

### 記

#### 1. 手洗い、うがい、マスクの励行等

(1) 児童生徒等に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

(2) 風邪の症状が確認された場合は、マスクの着用と医療機関の受診を促すこと。

(3) 咳エチケットの励行。

#### 2. 児童生徒や学生、教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

(1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。

(2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。

(3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

(4) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ごみ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。